

◎新潟県告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年3月3日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県十日町市馬場庚182の3、庚189の6
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅